

第十六回
国会

参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午後二時七分開会

委員の異動

本日委員石黒忠篤君辭任につき、その補欠として小林武治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 堀 末治君
館 哲二君

委員

長谷山行毅君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
加瀬 完君

政府委員

国家地方警察本部部長官 齋藤 昇君
国家地方警察本部警備部長官 山口 喜雄君
自治行政次官 青木 正君
自治庁行政課長 長野 士郎君

説明員

本日の會議に付した事件
○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○地方行政の改革に関する調査の件
(日産化学工業株式会社鏡工場労働
争議事件に関する件)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。政府委員から御説明をお願いいたします。

○説明員(長野士郎君) それでは地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、逐条につきまして御説明を申し上げます。お手許に差上げてあると思

いますが、地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表というのがございます。これでお話を申上げるほうが便利だと思しますのでそのようにさせていただきます。

○委員長(内村清次君) 速記をとめて。

午後二時十五分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(内村清次君) 速記を始め

て……

次に日産化学工業場の事件に警察が介入した事件については、すでに五月二十九日の当委員会及び六月二十五日の地方行政、労働連合委員会において参考人の公述を聴取し、政府委員等との間に質疑応答を重ねまして、一応事態の経過を明らかにすることができましたが、なお重要な若干の点について明確にする必要がございますので、本日齋藤国警長官の御出席を求めました。本件について質疑のあるかたは順次御発言願います。

○秋山長造君 国警長官にお伺いいたしますが、大体当委員会二回に亘り

まして参考人のかたにも来て頂いて、いろいろ問題を糾明したわけでありま

すが、この前の労働委員会との連合委員会におきまして、大体はつきりいたしたところによりまして、先ず現地の熊本県警察隊長におかれましては、又

国警の本部の長官におかれましては、やはりこの問題について、あの場合二百人という警官隊を動員した動機は、決して最初から一方的にビケを破るとか何とかいうようなことではなくして、やはり労働衝突というような不祥事件が万一起ることのないようにという厳正公平な立場から出動したという趣旨であつたにもかかわらず、現地の警察署長の公述されたところによりまして、やはり最初からこのビケ・ライオンを破る、そうしてその出動の動機もこれは警察独自の立場においてということではなくして、あの五月十四日に鏡の町に配られた伝単を見まして、

はつきり販購連のほうの要求によつて警官隊は出動したのだというようになるとが明らかにされたわけでありまして、又そのとき各委員からの追及に対して、小林警察隊長なり又齋藤署長もあの伝単等における最初からの業務妨害という断定的な判断の下に行動した点、それから又警察のばら撒いた二千五百枚の伝単等についても、警察のほうで非常に不意意であつたというように、それから又国警本部、それから熊本県警察隊、それから現地の警察署というように、方針の一貫性を欠

いておつたというように、そうして又更にあの防番面とか、ガス弾とかいふようなことがあつたとか、なかつたとかいふような問題、更に又現地において暴力行為があつたとかなかつたとかいふような問題、更に又ビケ・ライオンの合法性の問題、この問題については、その後労働委員会でも専門の學者を呼んでいろいろ糾明をされたようでありまして、やはり賛否相半ばしてなか、あの場合のビケ・ライオンが業務妨害であつたか、なかつたかという問題は、警察のほうで簡単に業務妨害だと断定しているほど簡単に断定でき兼ねる問題のようでありまして、そういうようなあれこれの事態が大体明らかになつたようでありまして、その後、警察のほうでも伝単の行き過ぎ等については訂正の措置を取つて、こちらの委員会を通じて報告をよこすであらうというように約束もあつたのですが、未だそういう措置が取られたというのを我々は聞いておらないのでありますが、併し当時齋藤長官は国警の責任者としてあの委員会にも傍聴に見えて御出席になつておられたわけでありまして、私が今くどくど申し上げるまでもなく、当日明らかにしたところの点については十分御承知だと思ひますが、まあ国警の最高責任者としての国警長官において、この問題についてその後どういふような処置をおとりになつたかというように、一つ先ずお尋ねして見たい。

○政府委員(齋藤昇君) 鏡工場の問題

につきましては、先般当委員会と労働委員会合同の下に証人等も呼びにな

りましてお調べになりましたのを、私も或る程度傍聴させて頂いて聞きました。これらの証言等を通じ、又熊本の国

警隊長及び鏡署長等の説明を私更にもちにも直接に聞かしまして、私が恐らくこういうような意図であらうことになつたのであらうと、当委員会において御説明をいたしましたのを訂正をしなければならぬとは、私は感じてはいないのであります。あの伝単と申します

るか、この用語につきましては私は必ずしも適當ではないものがあると思っております。それは先般委員会でも指摘をせられたのでありまして、恐らく當時事件の最中に、自分らの警察活動というものがこういう工合になされたのだということを、町民に知らせることが適當であると考えて発したものであると思ふのでありますが、私は用語に不十分

な点があつたと思ふのでありまして、十分意思を表わすのには不十分であつて、誤解を受ける点があつたと私は感じてしまして、委員会において御指摘をせられたところによりまして、七月二十四日に更にこれを補正をして二千三百枚ほど町内に配つておられるようでございます。それがまだ正式にこの委員会に御報告してないといひますならば、少し遅いと思ひますが、私のほうには電話連絡でございしますので、或いは正式文書がもう届く頃ではないかと考えております。必要によりましてこれをあとで朗読をさせて御参考

に供したいと思っております。又當時出勤いたしましたのは、一方的に搬出者、或いは農民の味方、援助をするという趣旨で出たことでは私はないと思っております。その点は十分隊長の言は私は信頼できると思つておるのであります。ただ署長の頭の中には万一協定ができなくて、そうして騒擾事態になるという虞がある場合には、このビケ・ラインというものは不法なビケ・ラインであるから、従つてこのビケ・ラインを排除するということによつて解決するしか途はないだろうという頭を私は持つておつたと思ひます。それは又當然なことだと思つたのであります。できるだけさうなことをなしに、編便のうちに解決をしたいという意図であつたことは、これは私は十分うなずけると思つておるのであります。どうしても話がつかない。そして出荷者側と組合側との間にこのまま放置しておつては、何かことが起つてはいけない、かように考へて私はやつたと、そう信じていたのであります。従ひまして私は警察の措置は妥当であつたと思つておるのであります。あのビケ・ラインは許された争議行為の一部であるかどうかという点は、これはいろいろ異論もあろうと考へます。考へますが、今までもさうな場合にこれは違法であつたという判決もありましたし、この前に御説明いたしましたように、これは会社側が出荷をするのを阻止することは不法であるから、そういう妨害をしないようにという、これは別個の仮処分でありましたが、同じような事案について、或る工場においてはそういう仮処分もあつたのであります。これを一応違法なりと、かような

判断をいたしますことは私は止むを得なかつたと思つております。これもただ単に現場の警察がさうに勝手に認定したわけではなく、あのときも御説明いたしましたように、事前に檢察側と打合せをした上で、さうな解釈に達しておつたのであります。我々といひましてはこの解釈は妥当な解釈であつたと思つておるのであります。なお警察官が必要以上に暴力をふるつた、そうして怪我をさせたという点につきましては、これは私といひましては、現地警察の調べによりまして、さうな事実がないというこゝとに一応なつておるのであります。で、この問題は告訴せられておるわけでありまして、従つてその告訴事件の料明が檢察庁において公正に行われ、これを期待をいたしまして、私どもはこれを見守つておるのであります。一応我々の調査をしたところでは、警察側の言つておる事柄には嘘がないように私としては考へておるのであります。一応御報告をいたします。

○秋山長造君 それでは結局国警長官のお考えでは、この問題については警察側の行動は何ら遺憾の点はないといふ結論になるわけですか。ただ今おつちやつたこの伝單なんかの内容は、警察自体の行動については何ら遺憾はないので、伝單はただほんの紙切れに書いて配つたもので、その用語が多少不十分だつたという程度で、大して取るにも足らんことだといふような御解釈のようでありますけれども、併しそれはちよつと私は国警の責任者としては余り軽く考へになり過ぎてゐるのではないかと考へるので、やはりこの伝單なんかの問題を一つとつて見まして

も、十三日の警察隊の行動と、或いは行動をするに當つての警察の指揮者のものの考へ方といふものと、それから翌日鏡町に撒かれたこの伝單に書かれた文言といふようなものは、決して無縁なものでもなければ、別のものでもないもので、この前も委員会委員のかたから質問が出ておりましたように、不用意に成るほどのこの伝單は書かれたのかも知らんけれども、やはりおのずからこの文言に書かれておるような考へ方では、やはり警察のほうも十三日に行動されたという点が大いにあるんではないか。やはりこの今長官のおつちやつたところによりまして、この前小林隊長の言うところによりまして、ちよつと厳正公正な立場で何者に頼まれたんでもないけど、それはどつちきりした方針と動機で警察が出ておられなかつたら、現地の指揮に當つた人の責任において出した伝單であり、又これもはつきり警察は搬出者の要請に基いて出動するんだといふことを、いともはつきりここに書いてあるところを見ますといふと、或いは中央におきましては又果の本部におきましては、さういふ方針だつたかも知れんけれども、それが現地へは極めて不徹底であつて、現地のほうは最初から国警長官なり警察隊長なりの大所高所に立つたお考えとは相当片寄つた、違つた考へ方なり動きをしたんではないかといふことを考へざるを得ないかといふことも、なお且つ国警長官におかれましては、まあそれは紙切れのほんの不用意な書き誤りだぐらいで、これをお済ましにするのかどうかですね。

○政府委員(齋藤昇君) 先ほど申しますように、私はこの伝單は用語に欠くる点があつたと思つておるのであります。このときの第一線の警察のこゝういふ伝單を書くときの、筆をとつた者の考へは私は必ずしも十分ではないと思ひます。と申しますのは、組合側から警察のやつたことを盛んに非難をせられて、その非難が余りに強かつたものですから、私はこの伝單の内容には、組合側の警察に対する非難に應えるような、さういふ考へが若干私には自然に入つたんじゃないだろうか。これは私は警察の立場としては十分ではない、かような意味で十分署長も戒めたいのであります。殊にこの妨害を受けている搬出者の要請に基いて出動した云々といふことに至つては、私は了解したいと言つたのであります。これは我々としては、何といひますか、不用意であつたが、実は組合側からも当日何が起るかも知らんから出て行つてくれと言つて要請をいたしますか頼まれておつた、実は両方から頼まれておつたので、さういふことであつた。それでまあ両方から頼まれておつたにしろ、さういふ事柄で警察が出る、出ないを決したわけじゃないのだから、こゝういふことは蛇足でなかつたか、むしろ却つて公正を疑われる虞れがあつたんじゃないかといふことを私は注意をいたしておつたのであります。今度の訂正の伝單は、ちよつと読上げてみましようか。

○委員長(内村清次君) どうかそこで読上げて下さい。

○政府委員(齋藤昇君) では読上げます。

鏡町の皆さまへ
去る五月十三日の警察官の日産鏡工場への出動について翌十四日ビラを配布しましたが、文中に意を尽さない処があつて一部に誤解された向もあると思ひますので、その点更に敷衍して皆様の御理解を得、今後の御協力をお願い申し上げます。

一、警察は如何なる場合においても正常な労働争議にありましては何等これに干渉する権限はありませんが、いやくも不法越権行為と思料するときはこれが取締りの責務がありますので、十三日の場合もこの見解の下に職務執行に當つたのであります。特に当日のビケ・ラインは第三者の正当業務を妨害する容疑が充分認められたので最後の手段としてこれを排除したのであります。

二、警察は荷主側、組合側双方の円満解決を念願し極力斡旋の力を執つたのでありますが残念ながら解決をみる事ができなかったものであります。

三、警察は常に中正公平な観点から警察本来の使命である治安の確保に當るため現実の情勢判断に基いて出動し行動したものであります。

四、なお、五月十三日には荷主側、組合側の両者から警察官の出動を要請してきた事実もあります。

昭和二十八年七月二十四日
八代地区警察署長

こゝういふことになつております。これは電送でございまして、恐らく間違ひがないと思ひますが、正式にこちらに御報告をいたすと思つております。さういふわけでありまして、私はこの前の伝單自身につきましては、若干遺憾の点があつたといふことを認めまして、この点署長には直接私から十分注意をいたし、今後の参考にするよ

うに十分注意を加えておいた次第でございます。

○若木勝蔵君 今に關連して私お尋ねしたいと思いますが、今の長官の御答弁でまあ伝單については幾分用語的にも不適当なところがあるし、又用語ばかりでなしに、今事項を挙げまして、この何といいますが、農民側ですか、販売運側の要請に基づいて出動したというふうなところなどは、不十分でございますと、不適正であるというふうなこともあつたのでありますが、私は向委員会を通じて証人の言葉を十分聞取つたのでありますが、その点に非常にとだ単なる用語の問題ではなしに、非常にこの出動の意図があの問題を惹起した、大きな問題にしました、その意図があの伝單を見れば非常に警察側の手落ちにあつたのじやないか、措置の誤りにあつたのじやないかという事を深く考えるのであります。今の長官の答弁では、ただ単に伝單についての不用意な点を戒めたというふうな点にとどまつてゐるのでありますけれども、私は今申上げた通り、その伝單が殆んど警察側の出動の意図をよく現したものである、こういうふうな考えの点から考えまして、長官としては伝單の用語にとどまらず、その措置に対しても幾分の注意を与えたか、或いは今後ともそれに対して与えるところの御意思があるか、この点について伺いた

い。○政府委員(齋藤昇君) 私申ししますように、署長が出動をいたします際の心構えといたしましては、最後の場合にどういふ方法で解決するか、最悪の場合にどういふことを考へて、出なければならぬと思つております。例えばあそこいふやうに騒動のように殴り合ひの起るまで手をつけない、そういうような情勢がもう必至になつて来る、どうしても両者の間で妥結がでないというときには、もうこれ以上は妥結の見込みがないというときには、やはり不法と思つたところの不法行為を排除する、そうして未然にそのことを防ぐということが私は必要なことではないか、署長もその考へで出たのであります。従いましてその最後の考へだけを抜き出しますと、この伝單のような、あれは不法行為だ、これを排除しなければならぬといふことだけのことになつてしまつて私は思ふので、これは併し署長の態度といふものをもつと前提条件にはつきり出しておけば、私はそういう誤解はなかつたと思ひますが、その点が欠けておつたために、さうな誤解があつたと思ふ。私は署長にももう当初から、これは会社側、或いは農民側を一方的に応援をするとか、或いは援護するとかいふ目的で出たといふことであるならば、これは誠に不適当なことであつたと思ひます。かように思ひましたので、さうなことがあつたかなかつたかを十分調べたのであります。農民側に対して余り出で来ないやうにという指示をどの程度とつたか、止むなく、農民側が警察が努力したにもかかわらず、ああいう情勢になつて出て来るを得なくなつて来たといふ情勢でありましたので、私は農民側なり、出荷者側の一方的な要請だけで出て来て、そうして彼らの言ふことだけを聞いてやつたといふやうには判断が私ではできないのであります。併しそ

れにしましても、この事件の關係者に対してしまして、私の意のあるところを十分よく、君たちは私の言つておると同じ考へでやつたんだらうと思ふけれども、今後とも万々間違ひのないやうに、こいつた場合にはどちらにも介入しない、警察は警察としての立場からただ治安、或いは治安の確保、或いは不法行為なり犯罪の未然防止、或いはこれの鎮圧、検挙といふことを純粹の立場からのみ考へなければいけないといふことを十分その機会にも話をいたしておきました。ここで私が御答弁を申上げております趣旨は十分徹底しておると考へております。

○若木勝蔵君 それで大体長官の御意図はわかりましたけれども、私はあの当時の証人の言を通じまして、あの場合におけるところの向うの国警の隊長も、又警察署長も、争議行為といふやうなものは、争議といふやうなものについての余り確固とした知識を持つておらないのではないかとこの氣持がするものであります。それから事態の処理につきましても、非常にさういふところに手ぬかりがあるやうに思ふのでございします。あれだけ一体大きな問題になつて、さうして警官の暴行によつて怪我が起きたといふことが問題視されておる場合に、それがどういふやうな経過によつてどういふ方法によつて行われたかといふのに対する調査すら何も警官についてやつておらない。それを私は質問して速記録には載つておりますが、やつておらない。それから負傷者についてどういふやうに取計つたか、それもさつぱりやつておらない、調査も疎漏になつておるのであります。さういふ点、或いは伝單の關係、これは御本人も又小林警察隊長もその責任を認めておるのでございします。さういふ点についても非常に不適正なやり方をしておる。これは御本人も認めておるのですから、はつきりしておることであると思ひます。又警官も今の御答弁でそのことは認めておられるやうでございしますが、非常にさういふ点において私は警官としての業務上の確かな一つの考へと、それから或いは措置をとれなかつたところに、あの問題が起つておるのではないかとさういふに考へておるのではないかとさういふ御注意を与えたといふことになつておりますけれども、重ねて長官の御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 争議行為に對処する場合の警察の心構えといふ点は、私も普段からよく説明と言ひますが、訓示と言ひますが、徹底を図つておるのであります。が、只今御指摘になりましたやうに、田舎のほうでは普段余りないものですが、或いは場合によつては、第一線の警察署あたりで、ふいに大きな事件が起りますと、十分細かいところまで氣を遣ふことが行きかねる点が全然ないとは私言ひ切れな思ひます。その点は、さうでありますから、我々さういふことを大きな事件が起りやうなときには、よく中央から注意を与えるのであります。が、本當に細かい点まで心を配つて全く非難のうしろのこないやうにするといふことは相当むづかしいのであります。或る場合には組合側のほうからお叱りを受ける、或る場合には使用者側から手ぬるいといつてお叱りを受ける。どちらからもお叱りを受けないで切り抜くといふことは非常に私はむづかしいことと思つておるのであります。今の御意見も、さぞさういふ見方からは、何と言ひますか、はがゆい点もあつた。かように御覧になるのも私は尤もだらうと思つておるのであります。私もさういふ思つておるは、こいつた事柄があらまされたに、これを更に強固にいたしまして、先ほど申しましたやうに、大筋におきましては私は妥當であつた、警察は非常な見当違ひな取締をやつたとは思へませんが、その大筋の妥當な線においてやつた中に、更にさういふ心配を配つて細かい点において今後はさういふに氣を付けなければならぬといふことは、そのたに反省を加へさせております。御意見に副うにやつて参りたいと思つておるのであります。

なお怪我人の点につきましては、これは警察側で一応いろいろ調べようでありますけれども、むしろ反証のほうに警察側に多くありまして、告訴状には警察官に殴られたといふことであつたとしても、警察の見た者から言つて、あの人は自分でトタツクの前にすべり込んで怪我をしたのだといふやうな反証を持つておるのであります。が、先ず何よりもやはり怪我をされたといふ原告側のかたからいふ証を提出して頂くといふことが、事件を明らかにする一番いい方法だと思つておるのであります。警察側と検査のほうと連絡したしまして、十分さういふ調査をしてもらひやうに頼んでおるのであります。當時聞きましたところでは、原告側のほうから出て来て積極的ないろいろ証を挙げて説明をして下さるという段階になつていないやうであります。私もさういふ思つておるは、こいつた事柄があらまされたに、これを更に強固にいたしまして、先ほど申しましたやうに、大筋におきましては私は妥當であつた、警察は非常な見当違ひな取締をやつたとは思へませんが、その大筋の妥當な線においてやつた中に、更にさういふ心配を配つて細かい点において今後はさういふに氣を付けなければならぬといふことは、そのたに反省を加へさせております。御意見に副うにやつて参りたいと思つておるのであります。

のはうからもつと進んでいろ／＼証拠を、或いは証言を出してして頂いて、そしてこういうような怪我をした、それを立証するのは、かく／＼だという証拠を出し頂くことを、むしろ期待をいたしておるのであります。決して私のほうは責任逃れでさように申しておるのではないと思ふ。その点は御了承を頂きたいと思ふ。

○若木勝蔵君 今の負傷されたとか、警官の暴行問題は御説明があつたように告訴されて検察官側のほうに移つておりますから、いずれその結果が出るだろうと思ふ。まあ今の長官のお話では、大筋ではこれはその措置が誤りではなかつたけれども、実際のいふゆる取扱上の種々な点においては確かにまあ至らない点があつたことは考えられる。この大筋について措置は妥当かどうかといふことについては、これは争議行為のいふゆるビケ・ラインの問題で、まあいふ／＼な考え方があつたと思ふ。まあ私としてはちよつと行過ぎがあるのじやないかと、こういうふうな考へております。

○加瀬亮君 今若木委員から出ました問題で私も大筋において法解釈の誤りがあるのじやないかという見解をとるものであります。で、前後二回の委員会を通じて、肥料を運び出す行為を阻害する、肥料を運ぶ行為を阻害する、肥料の搬出行為は会社の正当な行為であり、これを阻止することは正当な争議行為ではないから、それを妨害してはいけないという裁判所の仮執行の決定もあることでありまして、こ

ういうふうな言つております。又現地警察の公示によりまして、出荷の妨害をやめよ、農家の渴望する肥料出荷を阻止することは、明らかに適当な争議行為を逸脱した業務妨害である、こうも言つております。又国警長官は当時仮処分がなされ、すでにそれが有効になつたといふことは、そういうビケは業務の妨害行為であるといふことを裁判所が一応認定をして、従つてそれは正当な争議行為ではない。この基準に基いて行動することは当然なことであらう、これも御見解をもらしておるのであります。更に言葉を継ぎまして、警察は業務妨害行為といふゆる争議に許された正当な争議行為ではない、かように判断したしたの、これは当然だと思ふ。若しこのときにさうな仮決定がなされておらなかつたならば、私は非常に事情が違つておつたのではないかと、かように考へております。また長官は説明を付け加えられておるのでございまして、本日御説明の中にも仮処分のこと、二度出て参つたのでございまして、この前も私はこれで何つたのでありますが、この仮処分は組合は申請人会社が八代郡鏡町所在鏡工場より化学肥料を搬出する行為を妨げてはならないといふのであります。従いましてこれは搬出当事者は会社以外のもではないはずであります。売渡行為をさしてはおらないといふふうな解釈すべきじやないかと、思ふのであります。なお熊本の国警隊長はビケ・ラインによつて第三者の業務妨害が成立するのじやないかと解釈をいたしまして、仮処分といふ問題よりも第三者の業務妨害が成立するといふ解釈をしたんだといふ御説明であつ

たのであります。業務妨害だといふことになりまして、これは会社の業務を妨害したといふふうになるのかと伺いました。のに対して、そうではない、搬出者の業務妨害だ、当然搬出者の業務行為が成立するんだといふ、その当時は御説明でありました。で、私はいろいろ調べて見ましたところが、農民の直接取引といふ慣例はございまして、よろしうございまして、農民の直接取引といふ慣例はございまして、それから鏡工場と熊本販購連の直接契約はありませぬ。全購連と日産化学との間に契約が取交されておるのでございまして、熊本販購連と鏡工場との間に契約はないのであります。更に全購連は再三指令を出しまして、工場倉庫からの直接取引を禁じているのであります。これは重要なことだと思ふのであります。これは重要なことだと思ふのであります。全購連はたび／＼指令を出しまして工場倉庫から販購連が直接取引をすることは固く禁じているのであります。そういういたしますと、残つての問題はこの熊本販購連と鏡工場の間には、或いはこの取りに参りました農民と鏡工場との間には、なんらの商行為の契約がないわけでございます。で、そういう者が取りに来たと言つて、これを、一体この搬出者を、一般に広く参りました搬出者といふものに對しまして業務行為といふふうな認めることは甚だおかしい。そういたしますと、残つての問題は会社がこの者達に引取の委託をしたかどうかという問題であります。で、これは農民の参考人は引取を委託したと言つていいます。工場長は引取の委託をした覚えはないと言つていふのであります。仮りに引取を委託したといひましたと、

普通の形態を持たないで参りました引取行為といふものを、これを商行為におけるといふ事実行為と認めることができるかといふ問題があると思ふ。こういう点を十二分に警察側は一体調査いたしました。この事実行為は業務行為であり、この業務行為に対するビケは業務行為の妨害であるといふ判定を下したのであるかといふ私は疑点を持ちました。今のよう内容から、私にはどうしても業務行為が成立するとは考えられないのであります。警察側の御見解を承わりたいと思ふ。

○政府委員(廣藤昇君) 只今の業務妨害になるかならないか、細い法律論でございまして、一応山口政府委員から申させます。

○政府委員(山口喜雄君) 熊本の購連と日産の熊本工場との間にはさういう取引の契約は直接にはいたしてございせんが、系統団体としての全購連がありまして、それが日産と契約して、さうして全購連が一々各単位の購連に対して指示をして、さうしてその指示があれば工場側で引渡す、こういう慣行が前から御承知のようにございまして、それで熊本販購連は鏡工場から自分のところの車を持つて或いは第三者の車をして肥料を運び出させるというところは慣行として従前からあつたわけなのであります。そういうわけで私はこの全購連の熊本支部が運び出します行為につきましても業務行為ができ、そこにそれを若し妨害をすれば犯罪関係ができる。かように考へております。

○加瀬亮君 そこで問題は、この場合、全購連の本社からはどうしても鏡

工場の肥料を至急搬出せよといふ指令は出ておらないはずであります。又一般的にこういうふうな全購連なり或いは単位農協なりが工場と直接取引をするような傾向がありますので、それを禁じておるところの全購連の指示が各都道府県の販購連には何回か行つておるはずであります。直接工場から取引をしないといふ指示が行つておるはずであります。さうすると、全購連と日産化学の間における業務行為といふものは、日産化学が全購連の指定する所に物を運んで行くことが正常行為であつて、今度のように全購連が禁じておる態勢で持つて来ることを全購連の業務行為と見することはできないという解釈が当然成立立つと思ふのであります。この点……

○政府委員(山口喜雄君) その点につきましては、九州地方の全購連関係の出荷その他について指示をいたしますのに、下関の営業所があるわけでありまして、その下関の営業所から指示が出ておりますのみならず、争議当時、その権限を持ちました課長が現地に行きまして、さういふ指示を熊本販購連に出しておると、こういうふうに私は何つております。

○加瀬亮君 この全購連の出先からその指示を出しておるのではなくて、日産化学の下関出張所でございますか、そこからその課長がトラックにまで肥料を積んでお帰しするのが建前でありまして、それだけの手が不足しております。然らばどうすればいいかといふような相談もありまして、引取りを要請したと言つておるのでございまして、それに対して宮崎工場長は、私は十三日の出荷のことについては相談を

受けておられない、こう言っておるの
であります。従いまして、全購連の系
統から命令が出ておられないので、熊本
の販購連が独自の立場で動いたとしか
解釈できない。而もそれが全購連とし
て禁じておる動き方をしておるとい
うことに対しては、私は全購連の業務
行為というふうに認めることはできな
い。

○政府委員(山口喜雄君) 下関の問題

は、私は感違いました。あれは日産
の営業所であります。そのほかこれ
を運び出すとしたのは、前から
売買と言いますか、引取るということ
になつておりましたものを取りに行つ
たのであります。従つて、そのときに
急に熊本の購連が何も指示もないのに
突然に取りに行つたということではな
し、前からずつと本部の指示に基づ
いて引取るになつておるのである、
そうして前から残つておる分について
引取りに行つたと、こういうのが実情
であらうと思ひます。

○加瀬完君 それはおかしいです。な

ぜならば、鏡工場の分なのでありまし
て、熊本販購連が契約をしておるとい
う契約にはなつておらない。全購連が
日産化学に対して本年度の上半期の施
肥期までに肥料幾ら／＼という契約で
あるはずでありますので、鏡工場
にある分が幾ら／＼熊本販購連のもの
で、或いは幾ら／＼福岡販購連のもの
であるということにはなつておらない
はずであります。従いまして、一番初
め全購連の森さんが参りましたときの
説明の中にも、この工場がこういう
ふうなストライキが長くなるならば、
ほかのほうから肥料を廻すということ
も全購連としては当然考えなければな

らなかつたというふうに、今では手振
りであつたというふうな反省をしてお
るというふうにお話もあつたわけであ
りまして、そうなつて参りますと、
熊本販購連と鏡工場というものの間
に特殊な契約というものが存在してお
るといふふうな前提の下にこの問題を
解釈して行くことは間違つておるので
はないかと私は思ふのであります。

○政府委員(山口喜雄君) その間に契

約があるなしにかかわらず、事実上そ
れを引取る業務が慣行としてあつて、
そうしてその業務が実際上何か若し違
法な方法によつて阻害されるという場
合には、契約がその現地においてある
なしにかかわらず、業務上の妨害と、
こういう問題が出て来るのではないかと
考へております。

○加瀬完君 そこをよく警察側でも御

調査を頂きたいと思うのは、全購連で
は直接会社、工場の倉庫からの引渡し
ということをするなというふうに禁
じておるのである。ところがこの場合、熊
本販購連は工場の倉庫に取りに行つ
た。工場の倉庫に直接取りに行くとい
うことを全購連は禁止しておるので
あります。そうすれば、全購連の輩に
ある熊本の販購連の業務行為という
ものは、契約当事者の全購連が禁
じておるような行為をしておるのであ
りますから、これを商法上の業務行為と認
めることはできないという見解が当然
成り立つと思ふ。その点お調べになつ
ておられないでしょうか。

熊本の購連が肥料を自分の車で運び出
すというところは、もう慣行として従前
から行われておるのであつて、而も組
合側から、この日通その他の業者が引
取りに来るだけではない、農民みずか
ら来れば出そうというふうなことがあ
つて、まあ出て行つたといういきさつ
もあるものであります。私もどうしまし
ては、従来からそういう慣行があり、
業務状態があるところに妨害が行われ
れば、業務上の妨害の容疑が出て来る
と、かように考へておるのであります。

○政府委員(齋藤昇君) 只今非常に詳
細に亘つて法律論を御展開に相成りま
したが、この点は我々のほうにいたし
まして、更に事実をよく調べてみた
いと存じます。ただ当時の状況とい
まして、県購連のほうから取りに来
る、それを出させないというので数日
間揉んでおつたわけでありまして、そ
こでその際に会社側のほうから、あれは
私のほうの肥料を渡す相手方じやあり
ませんということであれば、私は問題
はないと思ふ。又組合側からも県購連
は農民の人を上乗りに乗せて来てお
るけれども、あれはこの肥料を渡す相手
方じやないということであれば、私
は問題は今おつしやる通り簡単であ
らうと思ふのであります。ところが
が会社側も当然渡すべきものと信じ
ておる、又組合側も渡すべきものだ
と、さればこそ、もう一日待つてくれ
て、或いはもう三日待つてくれと言
うので、だん／＼納期が遅れて来たわけ
であります。組合側でも会社側でも引
取りに来たものには当然渡すべきも
の、引取りに来るものも当然引取れる
法律上の状態にあるものという前提で
あつたわけでありまして、その事実
に基づいて、その搬出をどこまでもビ
クを張つて阻止をするというのは、こ
れは正当な業務の妨害であるところ判
断をいたしましたことは、私は当時の状
況としては当然であつたのじやないか
と、かように申し上げるのであります。

たしたのであります。
○加瀬完君 長官のお言葉は少し私に
は腑に落ちないのであります。なぜな
ら組合側と言つてもこれは法律には素
人なんです。会社側と言つても、警察
側から見れば、法律には素人なん
です。そこで合法的な行為というもの
の指導というものが、警察側の任務と
して当然行われなければならない。そ
れを業務行為という形で肥料を取りに
来るのに、何百人の者がトラックに乗
つてねじり鉢巻をしてやつて来るとい
うものを、業務行為の実態として正し
いかという点については、これは業務
行為として正當に見えることはできな
いので、おのずと慣行上許される業務行
為の形をとりとて来るようには、警察指
示なり指導なりというものは、警察側で
当然行われなければならないと思つ
たと思ふ。会社側が取りに来ないと言
つて肥料を渡そうとしている、又熊本販
購連は肥料を取ろうというので大勢や
つて来た、渡そうとするし、取りに来
た者があんだから、その形がどうい
う形であらうとも、これは商行為が当
然成立しておるんだという考へ方とい
うのは、少し私は腑に落ちない。商行
為という一つの法律行為が行われるに
は、行われる正常な条件というものは
当然あるべきはずなんです。正常な
条件じやない、何百人の者がもう異
様な形をしてやつて来ておるものを、
これを普通の慣習上の商行為と見るこ
とはできない。そういう姿というもの
を一応平穩に歸して話合ひで、或いは
法律的な手続というもので、業務行
為というものは当然行われるべ
き、警察側の指導が当然あつていい
と思ふ。こういう点私は手振かりであつ

たと思うのですが、如何でしょうか。

○政府委員(齋藤昇君) お言葉を返して甚だ失礼だと存じますが、この争議の起りました途中から渡す渡させないという問題があつたわけでごさいます。で、若し手を組んだりして……、

一方会社は当然に渡していたと実は思ふのです。その渡した行為は、これは会社は渡すべからざるものを渡すべからざるものに渡したということにはならないのじやないか、当時そういう私は状況であつたと思うのであります。

で、正当な債権者であつたか否かという点から見て、肥料を渡してくれというものと渡さうというものととの間に何も争いがなければ、私は当然これは渡してくれというものは引取れる状態に置かれておる。又会社も渡すという意思を持つておつたわけでありまして、それは全購連の内部規則にどういうことがあつたか私はそれは存じませんが、そこまで警察が調べてからでなければ、措置ができないということではあれば、こうした現場の措置としては余り私は難きを強いることにはしなないか。例えば一般の商店において労働争議が起る、そこでお客さんを全部阻止するためにビケを張る、お客さんが一人も入れないようにする、これはお客さんが商店に物を買に行くといいう商談は、成立しておるわけでも何でもありませんが、普通の状態ならば、お客さんはそこへ買に行くといいうとき、それを買に行き来させないというのを、威力を以てやつたということになれば、これは会社の業務妨害になるわけでありまして。さういふ見地からよく考えまして、私は警察も検察も、業

務妨害が成立すると、かように判断したことは、誤りではないと考えます。

○加瀬亮君 それならば銀行が取付けに合いますね、取付けに合いますと、大勢の預金者が押寄せて参りますね、そのとき、銀行員が現在物件というものを守る行為が業務妨害になりますか。いろいろ銀行の中にあります物件を銀行員が護ることが業務妨害になりますか。

○政府委員(齋藤昇君) 取付けというその状態如何であります、場合によつて、銀行が護るべきものを、銀行員の人たちが、防禦の処置をとられるというところは、これは私は正当なことだと思ひます。さういふ取付けのような場合には、ぶち壊しが起りそうな場合には、やはり今度は取付けに來た大衆、民衆と言ひますか、その人がさういふ乱暴を起さないように、警察も又措置をしなればならぬと思ひます。さうでなくて銀行の行員がストをやる、さうして正常な銀行の預金者なり或いは金を借りようという人の来るのを、ビケを張つてどうしても入れないというところになれば、これは正当な業務妨害が成立すると思ひます。

○加瀬亮君 この場合、労働組合としては、自分たちの賃金要求をしているわけでありまして、賃金要求の裏付けになるところの会社の財産というものを、会社の自由な搬出に任せないで、労働組合が確保して自分たちの物件を守るというところは、労働組合においては当然なことと思ふ。倉庫の中にありますところの肥料というものを、会社が自由に搬出させることを防禦すること、労働組合としては当然

なことを思ふのであります。労働組合にはさういふふうな一つの権利的な裏付けがある、ところがとりて來ましたところの販運には、私の調査によりますれば、何ら法的な裏付けがない、法的な裏付けのないものにとりて來たことを、警察が庇護をして、法的な裏付けのあるところの労働組合の行為というものを、一方的に除去するといふことのように私には考えられて、法の解釈がどうも妥当性を欠くといふようにしか思へない。

○政府委員(齋藤昇君) 非常によくわかりました。先ほど銀行の取付の場合に、物件を守るといふのは、この物件を持つていかれると自分らの賃金を払われる元がなくなつてしまふから、それを防禦するのだという意味において、私はちよつと、これはどうかと思ひます。むしろさうではなくて、会社の行員として、会社の財産が不当に毀損されることを妨げたい、不当に毀損されたいに守るといふことは、これは私は當然のことだと思ふわけでありまして、労働争議やなんかの場合に、その会社の使用者が、自分の会社のものをよそへ売られる、売られてしまふと、あと賃金が払われなくなつても知れない、それだから売られるという行為をどこまでも阻止するのだというの、場合によつては、私は正当な妨害に當然なと思ふ。さういふ意味から私はお答えしたのであります。

○秋山長造君 ちよつと今のに関連して、今の長官のお話は、今の場合業務妨害になるという御判断ですか、ならないというのですか、例えばさういふ場合、百貨店なんかの労働争議があつて、ビケを張つておる場合、さつきおしやつた、お客さんが来るのをとめたら業務妨害が成立するといふ、今の会社に何か物を買ひに來るのをそのまゝにしておいたら、自分の賃金の元が減つてしまふから、だからそれでは困るといふので、ビケを張る。その場合はビケの合法性が認められるといふことにならば、ちよつと筋がおかしいのではないか。

○政府委員(齋藤昇君) 私はその場合にはビケの合法性は認められないと、かように考えております。

○秋山長造君 ではやはり業務妨害になるのですか。

○政府委員(齋藤昇君) 妨害になる。○秋山長造君 そうですか。それは先ほど加瀬さんがおつしやいましたが、ストライキを守るために、会社の製品が搬出されることを防ぐ権利が組合側にある、さういふふうにおつしやいましたが、それは如何なる行為を以てしてさういふ搬出を妨げ得るというのではなくして、やはり一定の限度内における私は問題だろつと思ふ。従つて製品の搬出を妨げるために、例えばビケを張るといふような具体的な行為が出て來る。その場合に、さういふ或る状態のビケを以て搬出を妨げることが業務上の妨害になるかどうかという、判断を具体的な場合においてすべきものだ、さういふふうにおつしやいます。従つて先ほどおつしやいましたように、業務妨害のために用いた手段の態様なり、具体的な事情なりによつてきまるのであります。私もさういふことで、それは飽くまでも平和的であり、平和的と申しますか、相手を説得する

といふところ以上に出ては工合が悪い、まあさういふふうにおつしやいます。

○秋山長造君 今の警備部長の御説明なら私はいいと思ふ。さうだと思ふので、ちよつとさつき長官のおつしやつたのは、少しはつきりこれは業務妨害だといふ断定を強くし過ぎておられるのじやないかと思ひますので、これはまあいろいろなビケの合法性についての判例を十分私もこの間から、この問題が出てから説いたのです。ところがさつき齋藤長官のおつしやるやうに、これはさういふつきりした、商店なんかで店員がビケを張つて、何かお客がやつて來て物を持ち出すのを防ぐためにビケを張るのは、これははつきり業務妨害だと断定はできないのです、判決を讀むと、やはりその場合の具体的ないろいろな条件なり、又限度によつてやはり違法だとか、合法だとかいふやうに判決を下しては行かぬさう。

○政府委員(齋藤昇君) 私も只今おつしやるのと全く変りはないのであります、山口部長の言つたのと。ただビケを張るといふ、私の申しますのは威力を以て無理にどうしてもさせないという種類のものを言つておられますので、その点はちよつとも食い違つております。又お尋ねの御意見と同じでございます。

○加瀬亮君 それからさつき長官は、会社側も品物を渡さうとしてゐるのだから、それで販運側も取りに來ておるのだから、当然これは渡さう、私も取りに來たのだらうといふことで、その商取引の行為は正当ではないかといふ意味のお話があつたのですが、

そのときの状況というものを考えてみますと、この工場長の陳述の後を考へまして、工場長は何かして組合とそれから農民側と工場側と、三者の円滑妥協というものができ得ないかというふうに分苦慮していることがわかるのであります。そういたしましてみると、組合の意思というものをむげにしりぞけて、品物を一方に、農民側に渡してやろうという意思はなかつたように思われる。それがせつば詰つてどうしても品物を渡さなければならなかつた、という状況は、大勢農民たちが押し寄せて、有形無形の圧力というものを加えて来た。その結論として、工場側でも事態こまて来てはもう組合の言い分ばかりもかまておれないから、肥料を出さざるを得ないというふうに変化して来たのではないか。そうすると、それは正常なる商行為とか或いは契約関係ではなくて、一つの有形無形の圧迫を加えて、心にもなく肥料を早速に出さざるを得なかつたというふうにも極論すれば言えると思う。そういう状態における商行為というものを、これを正常なる業務行為と見ることはどうも妥当でないというふうに私にはどうしても思われる。一歩仮に議論を進めさせて頂くならば、それならば今後の労働組合の争議というものを、四百人で足りなかつたら千人、千人で足りなかつたら二千人というふうにして、まあこういうふうに大部隊を送るならば、それは全部業務妨害として、ピクでも、或いはほかの労働争議というものが全部違法だというふうになるという一つの傾向すらも暗示しているのです。この問題は、そういう点についてどうお考えになるか、如何で

しよう。
○政府委員(山口喜雄君) 会社側は仮処分の申請もしておりますし、相手方が取りに来れば渡すという意思はもう明らかにしておるわけでありませう。ただそれがうまく渡せない。争議の経過から見ても、事を荒立ててはいけないうので、まあ三者話し合いをして、渡したいという考えは持つておつたと思ひますが、その場合の行為は普通の場合の取引において渡すというの根本において違ふ。その場合だけ何か特殊のようにお考えになつておられるようですが、その点はどうか多少私はどうであるかと思つたのであります。
○加瀬完君 併しまあ何百人というものが、工場の倉庫の入口に群つて、わあわあがく騒いで肥料を出せ、打ち殺してしまふというふうな怒号しておる形において、出すか出さないかと交渉が進められておるのを、これを普通の正常なる商行為の關係だと認めるのは、どうも認める方が無理じやないですか。それからもう一つの点は、いつでもこういうことを業務行為とみなすというならば、絶対にもうピクを張つて労働組合が自分の線を守るといふうなことは存在しないということになつてしまふ。それについてのお考えを。
○政府委員(齋藤昇君) 労働組合の方々が、例えば罷業をしておられる際に、組合員が罷業破りを禁ずるというふうなためにピクを張る。或いはその会社に物を買いに来る、売りに行く、これを妨げるという意味でピクを張るというふうな場合には、先ほど申しましたように、自分のほうはこういうわけ

で今罷業をやつてゐるのだ、それだから一つ皆さんそれに同調して御遠慮してもらいたいという程度は、これは差支えないのですが、併しそれを程度を越えて威力を用いたり、或いは暴行、脅迫というふうなことで、これを阻止するということになると、これは合法的性を失うということになると我々は解せず。先ほども、四百人、五百人押掛けに来て、そうして渡せと云つておるのは正常な商行為かとおつしやいませが、これはそういつたピクがなければスムーズに渡せるものを、ピクのためにどうしても取引ができない。そこで待兼ねた農民も一緒になつて大勢押掛けに来て、渡せ、こうなつたのであつて、初めから大勢押掛けで渡せと云つて来た、最初からそういうようなことであるならば、これはむしろ威力を用いて渡せと迫つて来たのであつて、渡すべきものでないのに、威力を用いて大勢でとり来たというところ、これはとり来たほうが違法行為になります。鏡工場の場合には私はそういう事項ではないと思ひます。
○加瀬完君 そこがおかしいと思つたのは、ピクを張つて、ピクというものは、ピクそのもので、合法、非合法というものはまだない。一応合法であるべきなんだ。労働争議というものがあつて、争議権を行使するためにピクを張つた、労働争議があるからピクを張つた、労働争議がスムースに行きませんから、大勢の人が品物を渡してくれと言つて押寄せて来た、併しながら労働争議中だから、品物の授受がスムースに行かないのは当然のことなんです。従いましてそこで業務行為というものを

考えるならば、その労働争議というものの権利というものを蹂躪しない業務行為でなければ業務行為の成立はあり得ない。ところがそこでその行なわれおる商行為は、長官の言葉を借りて言へば、大勢のものが押寄せて来て暴行したりして、商行為を敢行しておる。その場合一体とめなければならぬのは、暴行や脅迫を用いて事実行為による商行為の敢行を追つておるのか。押寄せて参りましたこの連中なのか。ピクを張つて労働争議を敢行しておる。この労働組合なのか。私はただ労働組合のピクが非合法で、こちらが合法だという今までの説明では、とても背けないのです。債権者でないことはつきりしてゐるのです。
○政府委員(齋藤昇君) 先ほどから申しておりますように、会社側は渡すべき相手だと、こう認めております。組合側も又渡すべき相手だ、こう認めております。ただ時期をもう少し待つてくれ、もう少し待つてくれと言つて長引いておりますから、従つてもう待てないということになつて来る。それで勿論罷業自身のために、品物の授受が不円滑になるということは、これはもう止むを得ないことで、それは非合法でも何でもありませんが、罷業ではなくして、積極的に或る行為を阻止しようというところになつて参りますと、これが度が過ぎて或いはスクラムを組んで、どうしても有形的な力によつて正当な受渡しをさせないようになつてくるということになり、私は非合法性がどうしても出て来る、こう判断せざるを得ないと思ひます。
○加瀬完君 それでは警察のほうに逆

し説明を加へますと、会社も品物を渡すと言ひ、労働組合も渡すと言つておりますが、労働組合が、全購連がこういう指令を出しておるし、又この契約關係が全購連と日産化学の間で取交されたもので、熊本販購連と鏡工場との間の契約關係というものはない、こういう法律關係はわからないと思つております。ただ行掛りでお前たちボスが来ては渡さないぞ、本場に肥料が要るならば、現場の百姓を連れて来いと云つたので、そういう言葉をもらへて、百姓を連れて来れば渡すと言つた労働組合も言つたと思ひますので、これはまあ交渉の過程の発言に買言葉であつて、それが法律的にどうこうという内容の事実はならないと思つて。そこで問題になりますのは、今申し上げました通り、私どもの調査では、熊本販購連は何らここに荷物を取りに来るところの権利はないわけなんです。これが業務行為として成立するということは会社側から委託があつた場合。そこで警察側に伺ひますが、とり参りました自動車、とり来ました人たちが確かに会社から荷物搬出の依頼書を受けておるという何か証拠があるのですか。
○政府委員(齋藤昇君) 私はそこまで調べておりませんが、現実にはその肥料会社が全部あとで渡しておるわけでありませう。この渡したことは、会社側は債権者でないけれども、渡してしまつたというふうなことの問題も起つていない、そこから見ますと、会社は当然あとで渡すべきものを渡したというふうな、さうに考へております。警察側もさうに考へております。
○加瀬完君 それは、会社側は全購連

から契約で金をとつて請負契約の形になつておるわけですから、誰に渡そうと会社の損にはならないわけだ。そこで工場そのものが脅迫や暴行を受けるような態勢で、たぐさんの農民に押寄せられたのだから渡してしまへというので、会社は恐らく渡したと思うのでありますけれども、さつき言つたように、そうであつたとするならば、殆んど暴行、脅迫構えの態度で品物の取りに来ておる、これは事実でしょう。これを普通の商行為と見ることはおかしいと私は考えるのです。

○政府委員(齋藤昇君) これは見解の相違になるかわかりませんが、県購連が農民側を連れて、そうして暴行、脅迫で肥料を持ち帰つたのだということであればこれは適當でない、のみならず、これは犯罪が成立すると私は思います。併し会社側からそういう訴えもなし、金は恐らく県購連を通じて払うわけでありましょう。これは當然です。取引の一つの内容を表現した、この会社が考へておることだと思ふ。我々警察側もさう考へております。

○加瀬亮君 そうすると、こういうふうな異常行為というものを全部正常な業務行為と国警は今後見て行くという見解でございますか。

○政府委員(齋藤昇君) これはその場合によつて、場合々と申します。ただ、ただ異常行為でもおつしやいますと、さうでございますというわけにも参りません。当初から全然引取りの権限のないものが、スト破りをやつてやろうということで威力を用いて、そこに押掛けて来たというような場合には、これは押掛けて来るほうを警察は排除しなければならないと思ひます。

す。

○加瀬亮君 この場合です。この場合のごとき方法を全部正当行為なりと認めなさるのでしょうか。

○政府委員(齋藤昇君) この通りの場合であるならば、私は結論は同じだと思つております。

○加瀬亮君 もう一度申上げますが、会社から正式な依頼も受けておらない、所有権もあつた、ただ、農民だから肥料がほしい、施肥期に肥料のストライキをやつておるとは何ごとたというので、或いは酒気を帯びて或いは異様な恰好をして一台の定員の形でたくさん乗り込んで押寄せて参りましたものを、全部正しい業務行為だといふふうな御見解で、今後徹して国警は行くのです。

○政府委員(齋藤昇君) 只今お述べになりました設例は私はこの場合とは違ふわけですね。

○加瀬亮君 この場合です。

○政府委員(齋藤昇君) 初めから取引の契約も慣行も何もないという者が、ストをやつておつて、罷業行為をやつて怪しからんというので、肥料を寄こせと言つて押しかけて来た。これはいけません、これはそのほうを警察は阻止をしなければならんと思ふ、かように思つております。

○加瀬亮君 さつき伺ひましたように、所有権がないということとはつきりしてゐるのです。会社から依頼を受けた証書類でも何でも持つていたかということ、それを警察は確かめていない。酒気を帯びていたこともつきりしてゐる、一台の自動車の上乗りの二、三人を遙かに超えて二十数台に四百人が乗つて来たということもつきりしてゐる、これだけつきりしておつて、一体これを正常行為とどうして認められるのですか、私どもは思ふのですけれども、それを警察側では正常行為として認められた、そういう形で今後やられることは全部正常行為とお認めになるのか。

○政府委員(齋藤昇君) 要点は先ほど申しております通り、現実に全購連からそういう指揮があつて来たかどうかはわかりませんが、会社側としても当然渡すべき相手方なりと、かように判断し、組合側もさうだと、さう思つておつたという場合には、これは商法上、法律上言ひますと、どういふ行為になるか存じませんが、通常のまあ社会的に見て取引をするお互いの関係者として、さう認めておつたわけでありまして、さういふ慣行その他によつて、通常取引する相手方であるといふことであるならば、私は止むを得ないのじやないかと存じます。

○加瀬亮君 あの日星産業のトラックが普通一般の二、三人の上乗りを運れていつものように取引に来たというならば、これはさうお認めなさるのも御尤もだと思ふのであります。併し二十台か七台の自動車に四百人も人間が乗つて来たということはつきりしておる。おかしいと思ふのは警察がそれが正式な一体取引の権利のある者かどうかといふことを一つも検討しておらないで、ただ取引人は正当だ、ビケを張つてゐるのは非法だから、お前らどけ、さうして荷物を運び出させるのに援助してゐる、こゝは少し早計じやないかと思ふのです。

○政府委員(齋藤昇君) 只今の法律論から御覧になれば、確かにさうであつたろうと思ふのであります。私は併したび／＼申上げておりますように、正当な取引人であるかないかという疑問が、当時そこでどこにもなかつたわけなんです。

○加瀬亮君 そんなことはないです。

○政府委員(齋藤昇君) 私はさういふ聞いておるのであります。これは引渡すべき相手方でないといふことを会社側も言はず、さういつたことが論議に私はなつていなかったと、かように存じます。

○委員長(内村清次君) 国警長官、その点に対しては委員長としましてちよつと今聞連が申上げますから申上げますが、これは御承知のごとく、日星化学の本社、それから同時に又その労働組合と争議行為、それがその労働組合にやはり全国的な規模においてこの争議が展開されておつたわけですね、さうしますと、支部の労働組合というものは、やはり本部の組合の指令によつて動いておつた、さうして何日から何々のストライキをやれ、何日から何々の工場のストライキをやれと、さういふふうな動いておつたわけですね、同時に又肥料の搬出行為もこれはやはり堅持して行かなくちやいかない、争議手段の行為として行かなくちやいかないと、これがやはり対抗手段として指令されて来ておつたわけですね。ところが現地に於いては、三役の、当時のこれはどちらかと言ひますと、これは組合の統制を破ることに於ける、破ることはなるけれども、強い要請によつて十五日まで待つてもらひたい。これは統制を破ることですが、そこまで待つてもらひたいといふこと

で、話が進められておつた。だからこれは今加瀬君が言われますように、その点は一つ問題になつておらなかつた、と、国警長官が言われたこととなくして、その現地の支部長なり、書記長、副委員長、副支部長というものの三役によつて、組合員の意思は全体の意思ではないけれども、又本部の意思ではないけれども、十五日には必ず出しますといふような確約までした悲壯な問題があるわけですね。それを實際は先ほど言われたように、販購連の本部でさえも、勝手に県の販購連が搬出をする行為といふものは、これはしてはならんぞ、と同時にやつておつたものを、販購連の県の人たちが、幹部の人たちが、いづゆるこの争議に介入して来た、さういふような事件の問題でしたから、やはりこれはただ現地のだけの一局部の問題でなくて、全体的な問題であるといふことを、これを考へて頂きたいと私は思つております。

○堀末治君 ここで問題は、第一回はよく聞きました、第二回もお終ひまで聞きました、今日が初めから全部聞いたのですが、加瀬君が頻りにお尋ねしたのも御尤もだと思ひます。併しこれはよく考へてみると、荷物を取りに行くときは、俺は取引人だと言ふ、物を持つて行くのは、本当かも知れないけれども、慣行から行けば、なかなかさう行かないのです、さういふようなところを、今これを徹底的に法律的に、加瀬君のように徹密にとられれば、国警長官も容弁に窮しましやう、恐らく現地の調査の人も商法上のさういふ細かいところまではなかり立ち、恐らく農民がいきり立つておるし、万一そこで下手なことを

されて、ちゃんばらでも始まれば、非常に重大なことになるというので、或る程度これは穏やかに片付けたいというところから、組合の人から見れば、甚だ怪しからん行き過ぎだと見られるような行為に出たのだと私は思うのです。この委員会としては、こゝまで事件を糾明すれば、恐らく糾明なさつた皆様が大にしても大抵目的を達するのじやないか、殊に私思うのには、この間も言つたのですが、今の警察が民主化されたとは言ふものの、なか／＼いわる警察国家から急に手の掌を返したように民主的になり得ない、まだまだ昔の情性がたくさん残つておりまして、又一面労働組合にしても、今のビク・ラインというものがどの程度まで合法で、どの程度までが非法かという点も、本当のはつきりした定義がない、いわゆる組合の、労働運動というものが今幾達の上にあるといううなところまで来た問題ですから、私思うのには、これをどう秋山君、若木君乃至は加瀬君のようにああいふふうな緻密に国警長官にお話をされば、国警長官としてもこゝではお立場上うんと言ふわけにも行きませんが、十分にこれ御趣旨は徹底したことだと思ふ。なお又こういう問題で、組合の諸君も要するにビク・ラインというものの対応しましても十分考えもありましようし、将来ビク・ラインというものに対しては明確な法解釈も下されて、これ以上は違法だ、こゝまでは合法だというところはつきりして来るだろう。いづれもその過程にあることですから、大体この委員会としては、この程度で一応打切つて頂きましては如何がございましようか。

○加瀬完君 お説の通りであります、私も何もこれをどうこうという問題じやないのですけれども、ただ私の申上げたのは、警察に正しく法律解釈をして頂きませんか、その場の治安の状況に応じて、ただ、その場の治安を保持するというために法の解釈が曲げられて、正しい意味の法の庇護を受けられないということであつてはまづいと思ひますので、もう一つ伺ひたいのですが、これが引取人でないといふことはつきりしておるのです。といふのは、宮崎工場長がこういうことを言つておるのです。農民隊も四百名ばかり参りましたしと言つておるのです。農民隊が四百名ばかり参りましたといふことは、引取人が何人来たといふふうに考へておらないで、ただ農民が大勢群衆的に押寄せ参りましたので、この労働組合との対立関係はどう始末をつけようかといふのが、この前後を見まして、宮崎さんの頭の中をばいにしておつた状況らしいのです。そういたしますと、この四百名の農民隊という名前で工場長が呼んでおるものを正しく引取人と解釈したのは警察にだけだといふことになる。労働組合は勿論これを正しく引取人とは解釈しておらない。そういう点、もう少し正しい法律行為の姿に移すように警察が指導して頂けなかつたらどうかと思ひます。

○政府委員(齋藤君) これだけは私にはつきり申上げられると思ひます。只今委員長のお話がございまして、こういう場合には、例えば会社側のほうで、これは正當な引取人でないといふことがつきり明示をされ、或いは組合側のほうからこれは正當な引取人じやない、あんなことを言うて来ておるが、あれは乱を好むために来ておるので、正當な引取人でないといふことがつきりするならば、これは私はこゝういふことが起らなかつたらうと思ひます、又今後もういふやうな場合にまでもこれを業務妨害をしておつたといふやうなことは絶対に解釈はいけません。それだけはつきり申上げておきます。

○委員長(内村清次君) それでは長官にちよつとお尋ねしますが、実は私もこの日産化学の、而も鏡工場が争議の一部分になりまして、そうして時期は五月の十五日或いは十三日、勿論当地は私の郷里でもありますが、田植の時期には勿論まだ少しは間隔はあるのですけれども、併しまあ肥料の問題と関連してあります争議ですからして、非常にまあ心配をいたしておつたわけですが、円満に一つ争議の解決がなされて行くことを希望いたしておつたのであります。たま／＼現地のほうから写真を見て、これは私個人ではないのですけれども、報告があつた、そこでこれはまあ重大な問題である、勿論新聞には相当長期に亘つて大きな関心を以てこの争議の状況といふものが逐次報道されておつて、恐らく当時のこれは熊本日新聞あたりにも、これは地方紙でございまして、中心の報道紙です。同時に又これには朝日、毎日とか西日本といふやうな地方及び中央の新聞のある地方版においても相当報道されておつたからして、まあ果として相当地の関心が高い争議の形態であつたと私は思ふ。而もこの鏡工場はこれは警察側からも申されましたように、或いは又は何と申しますか、販

連の側からも言われたように、鏡の地域は熊本の城南地区にあつて、そうして田舎で、勿論八代とは接近しておりますが、工場自体の組合も非常に組織的な組合である、当時県の総評にもかたつたといふやうな組織だと言われた工場、而も長期化したところの争議形態であつたといふことは、私にはまあ情報で知つておつたわけですが、それがこゝろやつて写真が来たんだが、実はこれは大変だといふことで、国警長官のところに五月の二十二日です、参りまして、そのときに国警長官のこの事件に対する関与方と申しますのが、私たちがこれは皆一様にその後どうも報告が余りの確にされていらない、又国警長官もまあ大体解決したのだといふやうな簡単な気持でおられはしないかといふやうに、これは見た行つたものは感じたわけですが、ただ長官が当時の写真を見られて、これは写真は大変だが、一つ自分の手許にも一組くれんか、こゝういふやうな発言があつたようでした。そこで私たちが考えたのは、あの田舎と申されますところの地域において、武装警官が二百何十名も出たといふやうなことは、これはもう實際初めてです。それは熊本市で五月一日だといふやうなときに警官の方々が出られる、或いは日共関係のとき或いは又いふ／＼の選挙関係のときに出られたことはありますけれども、あゝいふ地域にこれだけの警官が出られたことは前代未聞です。そして事件そのものといふものが非常に何と申しますか、町民の受ける感

察に有利には展開しておらないように私たちは風聞を……、それでこれは私は第三者的な公平な見地から聞きまして、こゝういふ空気です。だからして心配して理事の方々にも、国警長官は余り関心を持つておられないやうだ、だからして理事の方々にも相談して、こゝういふやうなことが再三現地において行われるといふことになつたならば、これはただ単に、警察は勿論秩序を維持する警察であるし、中立の警察であるけれども、残念にして又或る第三者的な動きに捲込まれるやうな状況であるといふやうなことになるやうな状況である、こゝろは地方住民の信頼性をますます失墜することになりはせんやうか、こゝういふ点の心配がありまして、そうして理事や委員の方々の御承認を得てこの問題が提起されたといふ事情です。そこで私が伺ひますことは、決して私は法律論を以て質問をしたいといふことは、これはもうすでに各委員の方々がやつておられますし、ただ現在の段階として、どうもまだ私は国警長官その他政府側の方々も、やはりまだ卒直な御披露がどうもないやうな感じが私はしているわけですが、それはやはりやつたことは正當性があるんだ、業務妨害を排除したんだ、こゝういふやうな一片のお考えのやうでありまして、この点は一つ警察のほうにおきまして、今後よく一つこの点は考えて頂きたいと思ひます。

それから第二の点は、当時の警察官の方々が負傷者に対することゝ、その後警察側の態度といふものが、どうもまだ私は腑に落ちません。警察法の第一条、第二条にも明確でありますように、どうしても基本人権といふもの

ような気持である、私もそれはいい方法だ、それしかないであろう、告訴をしつ放しで検察側からこれについて聞きたいといつても、出て来られなかつたというの、まだ私が聞きなかつた時の状況であります。従つてそれが判明をいたして参りますなら、これがもつと真相を糾明できるだらうと私も隊長もそのつもりであります。その後熊本が大被害になりましたので、どの程度進捗したしておりますか、我々熊本につきては、被害に殆んど目を掩われておるような状況でありましたので、その点はまだ確めておりませんが、被害もだん／＼片付いて参りましたから、この告訴事件も更にはつきりして参るだらうと思つておる次第でございます。それから当該の署長が榮転するといふ噂があつたといふお話でございますが、私はさうなことは全然聞いておりませんが、ただこの事件に關連をして、若し榮転をさせるということであるならば、それは適當でないだらうと私は思ひます。この事件を処理したからどうだ、あの事件を処理したからどうだといふのでなしに、全般の日頃の署長としてのやり方といふものを見てやるべきものだと思つております。私は最初委員長がお話に見えまして、一番関心を持ちましたのは、この事件に警察官を出動せしめたのが、いわゆる全購連なり農民の方々のための要請で、この人たちの言分を通すためにやつたのじやないかといふことを私は一番強く追及をいたしたのであります。従ひまして農民が出て来ないといふ、そんなにたくさん出て来ないといふ、農民側の秩序保持という点にどの程度配慮したかと

いう点を鋭く私は追及をいたしたのであります。従ひましてその点について、私は私自身であれば、もう少しやつた、という意味は、もう少し少しいつた誤解を起さないような方法をとつたのではないだらうか。少しその点は足りなかつたのではないかといふことを私は率直に考へております。さうなわけでありますから、又いろ／＼な圧力があると申しましたが、これもその通りであらうと思ひますが、この点も委員長のお言葉にもございまして、我々といひましては、はたどなほにいろ／＼な方面の圧力があつたといふことも正しいことは正しく、むしろ権力から庇護されてない人たちの保護といふ点は警察の最も留意して尽さなければならぬ点でありますから、それらの点は及ばずながら私今後とも努力をして参りたいかように考へておる次第でございますからよろしくお願ひいたします。

○委員長(内村清次君) ほかに御質疑ありませんか。

それでは今日の委員会はこれで散会いたします。

午後五時五分散会

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願(第二三九一號)

一、地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願(第二三九二號)

(第二四三八號)(第二四四五號)

(第二四六六號)(第二五三二號)

(第二六〇七號)(高木正夫君紹介)

一、町村合併促進法案に関する請願

(第二四二二號)

一、クリーニング業の道府県税軽減に関する請願(第二四三九號)(第二五三三號)(第二五八五號)(畑金光君紹介)

一、自動車税引上げ反対に関する請願(第二四四六號)(第二六〇八號)

一、町村合併促進法制定に関する請願(第二四四七號)

一、町村の議会事務機構法制定に関する請願(第二四四八號)

一、地方債のわく拡大等に関する請願(第二四四九號)

一、大阪府山田村の共同墓地等の建設事業費全額起債に関する請願(第二四五八號)

一、遊興飲食税免税点引上げに関する請願(第二四六三號)

一、地方公務員の夏期手当に関する請願(第二四六七號)

一、古物営業法中一部改正に関する請願(第二四六八號)

一、六・三制学校建築費起債等に関する請願(第二四六七號)

一、自動車税引上げ反対に関する陳情(第二四四〇號)(第二四四一號)

一、地方公務員の停年制復活に関する陳情(第二四四二號)

一、地方自治法中一部改正に関する陳情(第二四四三號)

一、地方税法第七百四十九条中一部改正に関する陳情(第二四四四號)

一、営業用トラックに対する自動車税軽減の陳情(第二四四五號)

一、町村合併促進法制定に関する陳情(第二四四六號)

地方税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西三ノ一全国厚生農業協同組合連合会理事長 塩川藤一

紹介議員 西郷吉之助君

今国会に上提された地方税法の一部改正法案中に農業用倉庫および農業協同組合事務所が固定資産税の非課税対象になつてゐるが、同じ農業協同組合による非営利事業であり、国および地方自治体の代行機関として公的医療機関に指定を受けている厚生農業協同組合の経営する病院ならびに診療所が非課税の対象から除外されていることは、まことに不合理であるから、本病院ならびに診療所を非課税対象に加へられたいとの請願。

第二三九二號 昭和二十八年七月九日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西二丁目日本自動車会議所

内全日本自動車輸送団体中央協議会内 新倉文郎外五名

紹介議員 高木正夫君

自動車運送事業および通運事業に対する事業税の外形標準課税は、他の一般事業と差別的高率課税であるから、地方税法第七百四十九条第一項中「運送業」とあるを「運送業(自動車運送事業および通運事業を除く)」に改正せられたいとの請願。

第二四三八號 昭和二十八年七月九日受理

十日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願

請願者 千葉県印旛郡成田町成田 成田バス株式会社 内 小川三男

紹介議員 加藤完君

この請願の趣旨は、第二三九二號と同じである。

第二四四五號 昭和二十八年七月十日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大瀨村 大字百間町新田六九七 頸城鉄道自動車株式会 社取締役社長 大竹謙治

紹介議員 西川弥平治君

この請願の趣旨は、第二三九二號と同じである。

第二四四六號 昭和二十八年七月十日受理

自動車税引上げ反対に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡大瀨村 大字百間町新田六九七 頸城鉄道自動車株式会 社取締役社長 大竹謙治

紹介議員 西川弥平治君

今回政府は、地方財政を確保する趣意から自動車税の五割増額を計画している由であるが自動車税の五割引上げは単に自動車輸送業者の経営に影響するばかりでなく延いては産業および国民経済生活に多大の影響を及ぼすから、自動車税に対しては少くとも現行法通

り税率をすえ置かれたいとの請願。

第二四六六号 昭和二十八年七月
十日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に
関する請願

請願者 愛媛県松山市北持田町
一三一愛媛県旅客自動車
車協会内 小坂伝之進
湯山勇君

紹介議員 湯山勇君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同
じである。

第二五三二号 昭和二十八年七月
十三日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に
関する請願

請願者 名古屋市中区東外堀町
二ノ二愛知県乗用自動車
車協会内 藍川清英
青柳秀夫君

紹介議員 青柳秀夫君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同
じである。

第二六〇七号 昭和二十八年七月
十五日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に
関する請願

請願者 茨城県新治郡石岡町大
字石岡一、七三四ノ六
鹿島参宮鉄道株式会社
取締役社長 浜平右衛
門

紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同
じである。

第二六〇八号 昭和二十八年七月

十五日受理

自動車税引上げ反対に関する請願

請願者 茨城県新治郡石岡町大
字石岡一、七三四ノ六
鹿島参宮鉄道株式会社
取締役社長 浜平右衛
門

紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二四四六号と同
じである。

第二四二二号 昭和二十八年七月
九日受理

町村合併促進法案に関する請願

請願者 茨城県水戸市藤岡 鈴
木清八外二十六名

紹介議員 武藤常介君

地方自治の基盤である町村の規模を合
理化するため、今般町村合併促進法案
が国会に提案されたことは、まことに
機宜に即したものであるが、本法案に
はさらに考慮を要するところがあるか
ら町村合併促進法の適用を人口十以下
の都市に適用するとともに本法を市
への合併に適用する場合も第九条は除
かないよう措置を講ぜられたいとの請
願。

第二四三九号 昭和二十八年七月
十日受理

クリーニング業の道府県税軽減に関す
る請願

請願者 福島市陣場町三六福島
県クリーニング協同組
理事長 大賀昇作
紹介議員 田畑金光君

クリーニング業が、クリーニング業法
の規制によつて格段の支出を要してい

るにもかかわらず、収入の面は「手作
業」の限度に制せられて異数の増収を
期することができず、また料金の値上
げも「私的独占の禁止および公正取引
の確保に関する法律」の制限を受けて
いる現情であるから、ほとんど条件の
類似する理容業と同様、現行地方税法
第七百四十一條第三項におけるクリー
ニング業に対する道府県税事業税第一
種事業の指定を、特別第一種事業と
するとともに、昭和二十八年三月二十
四日法律第二十四号による昭和二十九
年度施行のクリーニング業に対する道
府県税附加価値税第一種事業の指定を
同第三種事業としてその指定を改正
し、クリーニング業の道府県税軽減の
措置を講ぜられたいとの請願。

第二五三二号 昭和二十八年七月
十三日受理

クリーニング業の道府県税軽減に関
する請願

請願者 宮崎県延岡市大字岡
富甲四、九五三延岡ク
リーニング業組合内
内倉武

紹介議員 竹下豊次君

この請願の趣旨は、第二四三九号と同
じである。

第二五八五号 昭和二十八年七月
十五日受理

クリーニング業の都道府県税軽減に関
する請願

請願者 埼玉県浦和市北浦和町
一ノ九埼玉県クリーニ
ング協同組合連合会理
事長 関根忠

紹介議員 西郷吉之助君

地方自治法第三十八條において県市
の議会議事機構については規定されて
いるが、町村においては法制化なく、
町村が条例に基いて議会議事機構の名称
を使用することはできないとされてい
る。現在町村の規模は拡大適正化され
つつあり、小さな市よりは規模のはる
かに大きい町もあるに鑑み、町村の事
務機構についても市と同様に任意に事
務局を設置し得るよう本法の改正をせ
られたいとの請願。

第二四四七号 昭和二十八年七月
十日受理

町村合併促進法制定に関する請願

請願者 鹿児島市山下町三七鹿
児島県町村議会議長会
内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

国家財政のしわが地方財政によせられ
た結果町村財政の窮乏はその極に達
し、地方財政の赤字は年々累増の一途
をたどつていく現状であるから、これ
が打開のため、地方債のわくの拡大と
地方財政平衡交付金の増額を実現せら
れたいとの請願。

第二四四九号 昭和二十八年七月
十日受理

地方債のわく拡大等に関する請願

請願者 鹿児島市山下町三七鹿
児島県町村議会議長会
内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君

大阪府山田村は、東海道線京都、大阪
間における唯一の高級住宅地帯で人口
も年々おびただしく増加し銀行、会社
の厚生施設も次々と設けられ文化住宅
地として目ざましい発展を遂げている
が、当住宅区域内に近郊の火葬場が三
箇所も存在し、その施設たるや原始的
な火葬場にして焼煙、臭気臭をつき環
境衛生上放置し難い現状である。また
旧部落内にも五箇所の火葬場がありい
ずれも原始的で地面を掘り薪を積み上げ
て死体を焼くという式でこれまで早急
に整備する必要があるが窮乏する町村
財政の現状では実現困難であらう、本
村の共同墓地ならびに火葬場建設事業
について全額起債を許可せられたいと

第二四四八号 昭和二十八年七月
十日受理

大阪府山田村の共同墓地等の建設事業
費全額起債に関する請願

請願者 大阪府三島郡山田村長
美林信雄外一名

紹介議員 左藤義詮君

大阪府山田村は、東海道線京都、大阪
間における唯一の高級住宅地帯で人口
も年々おびただしく増加し銀行、会社
の厚生施設も次々と設けられ文化住宅
地として目ざましい発展を遂げている
が、当住宅区域内に近郊の火葬場が三
箇所も存在し、その施設たるや原始的
な火葬場にして焼煙、臭気臭をつき環
境衛生上放置し難い現状である。また
旧部落内にも五箇所の火葬場がありい
ずれも原始的で地面を掘り薪を積み上げ
て死体を焼くという式でこれまで早急
に整備する必要があるが窮乏する町村
財政の現状では実現困難であらう、本
村の共同墓地ならびに火葬場建設事業
について全額起債を許可せられたいと

第二四四八号 昭和二十八年七月
十日受理

大阪府山田村の共同墓地等の建設事業
費全額起債に関する請願

請願者 大阪府三島郡山田村長
美林信雄外一名

紹介議員 左藤義詮君

大阪府山田村は、東海道線京都、大阪
間における唯一の高級住宅地帯で人口
も年々おびただしく増加し銀行、会社
の厚生施設も次々と設けられ文化住宅
地として目ざましい発展を遂げている
が、当住宅区域内に近郊の火葬場が三
箇所も存在し、その施設たるや原始的
な火葬場にして焼煙、臭気臭をつき環
境衛生上放置し難い現状である。また
旧部落内にも五箇所の火葬場がありい
ずれも原始的で地面を掘り薪を積み上げ
て死体を焼くという式でこれまで早急
に整備する必要があるが窮乏する町村
財政の現状では実現困難であらう、本
村の共同墓地ならびに火葬場建設事業
について全額起債を許可せられたいと

第二四四八号 昭和二十八年七月
十日受理

大阪府山田村の共同墓地等の建設事業
費全額起債に関する請願

請願者 大阪府三島郡山田村長
美林信雄外一名

紹介議員 左藤義詮君

の請願。

第二四六三号 昭和二十八年七月十日受理

遊興飲食税免税引上げに関する請願

請願者 名古屋市中区老松町一ノ四一愛知県大衆飲食

田捨夫外二十五名

紹介議員 草葉隆圓君

飲食は人生最低の必需品であり、生存活力の源泉であり特に大衆面においては家庭の延長となりこの場所であるにかかわらず、現行の一人一回百円以下で一品五十円以下の免税点においては最近の経済状況からみて物価高騰の折柄五十円以下の価格にては食事の代りになるべき飲食物の提供は不可能であるばかりでなくひいては栄養保持も困難になり保健衛生面からみても重大なる社会問題となる虞があるから、現行の非課税の範囲をさらに拡張して大衆面においてはすべて百五十円以下は非課税となるよう免税点の価格を引き上げられたいとの請願。

第二六六七号 昭和二十八年七月十六日受理

地方公務員の夏期手当に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君 小笠原二三男君

地方公務員の生活の実態は、現行給与ベースのもとでは、公務員としての体面を保持するにははなはだ苦しい状況にあり、特に夏季に入り慣例による出費も相当額を予想され益々悪化の一途をたどりつつあるから、すみやかに夏

期手当一箇月分を支給できるように必要な財源を交付せられたいとの請願。

第二六六八号 昭和二十八年七月十六日受理

古物営業法中一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三電気事業連合会

内 堀新

紹介議員 小林英三君

近年金銀類の価格高騰により金銀類盗難事故がひん発し電気、ガス、電気通信、鉄道、水道等の公益事業および国宝、重要美術品、文化財の毀損等公共福祉に重大な影響を及ぼしており、中でも電気事業設備である送電線、配電線、通信線に関する電線盗難事故は膨大な件数に上つており、現行古物営業法は現在金銀類を適用対象としていないためこの種盗難事故を充分に抑制できないから、古物営業法を改正し金銀類に対しても同法を適用せられたいとの請願。

第二六七六号 昭和二十八年七月十六日受理

六・三制学校建築費起債等に関する請願

請願者 京都府船井郡邦須知町高原村学校組合内 荒井友治郎

紹介議員 井上清一君

京都府高原本村学校組合立新制中学は、京都府下唯一の文部省モデルスクール候補校として昭和二十七年年度より新築に着手し普通教室および特別教室を第一期工事として建築したが、なお第二期工事として屋内体操場および学校管理の本部である本館の建築を必要とし

ているが現下町村財政は窮乏を上げ財源不足で一時的停止の状態で、起債を認められるとともに屋内体操場に対する補助標準を生徒一人当たり〇・五坪以上とせられたいとの請願。

第二四四号 昭和二十八年七月九日受理

自動車税引上げ反対に関する陳情

陳情者 東京都中央区銀座西二丁目日本自動車会議所内全日本自動車輸送団体中央協議会内 新倉文郎外五名

今回の自動車税の五割引き上げは、単に自動車輸送業者の経営ばかりでなく、ひいては産業および国民経済生活に影響するものとして反対し、少くとも現行法通り税率をすえ置かれたいとの陳情。

第二八〇号 昭和二十八年七月十三日受理

自動車税引上げ反対に関する陳情

陳情者 愛媛県松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内 小坂伝之進

この陳情の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二五二二号 昭和二十八年七月十日受理

地方公務員の停年制復活に関する陳情

陳情者 静岡県富士宮市議会議長 村瀬茂

地方公務員の停年制は地方公務員法の実施により廃止されたが、同制度は、年齢が職務の性質と社会通念上一般に公務にたえないような年齢である限り

公務の民主かつ能力的な運営を確保する上からも妥当であつて人事の新陳代謝は人事行政運営の上からも必要であり、また現下の地方財政下において財政負担軽減の一環として不可欠の要件であるから、停年制を復活せられたいとの陳情。

第二五三三号 昭和二十八年七月十日受理

地方自治法中一部改正に関する陳情

陳情者 静岡県富士宮市議会議長 村瀬茂

地方自治法中普通地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職請求ならびに普通地方公共団体の長の解職請求および職員解職請求等の直接請求は、健全なる住民の福祉と地方自治体の円滑なる運営を図るために住民の公正なる判断を広く求めることが肝要であるから、現行の選挙権を有する者の総数の三分の一以上とあるを五分の二以上の連署を必要とすることに地方自治法の一部を改正せられたいとの陳情。

第二七四号 昭和二十八年七月十日受理

地方税法第七百四十九条中一部改正に関する陳情

陳情者 群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運株式会社取締役社長 武孫平外二名

トラック事業に対する事業税の課税方式は他の一般事業と差別的高率税制度であるばかりでなくいさむしい重税であるから、税負担の均衡と資本蓄積の方途確立のため、地方税法第七百四十九条第一項中「および運送業」を削

除（運送業に対する事業税の外形標準税の廃止）されるよう特段に配慮せられたいとの陳情。

第二七五号 昭和二十八年七月十日受理

営業用トラックに対する自動車税軽減の陳情

陳情者 群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運株式会社取締役社長 武孫平外二名

営業用トラックに対する自動車税を一台年額六千円程度に軽減せられたいとの陳情。

第二七九号 昭和二十八年七月十三日受理

町村合併促進法制定に関する陳情

陳情者 広島県内田島町議事事務局内 井上元夫

町村規模の合理化がさげばれているが、実問題として種々の事情に阻まれ合併は容易でないから、町村合併促進法をすみやかに制定せられたいとの陳情。

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局